The background features abstract, colorful swirls in shades of green, purple, and blue, interspersed with small yellow triangles pointing outwards, creating a dynamic and celebratory feel.

宇都宮市自治基本条例を 考える会議の 検討状況について

平成20年2月16日

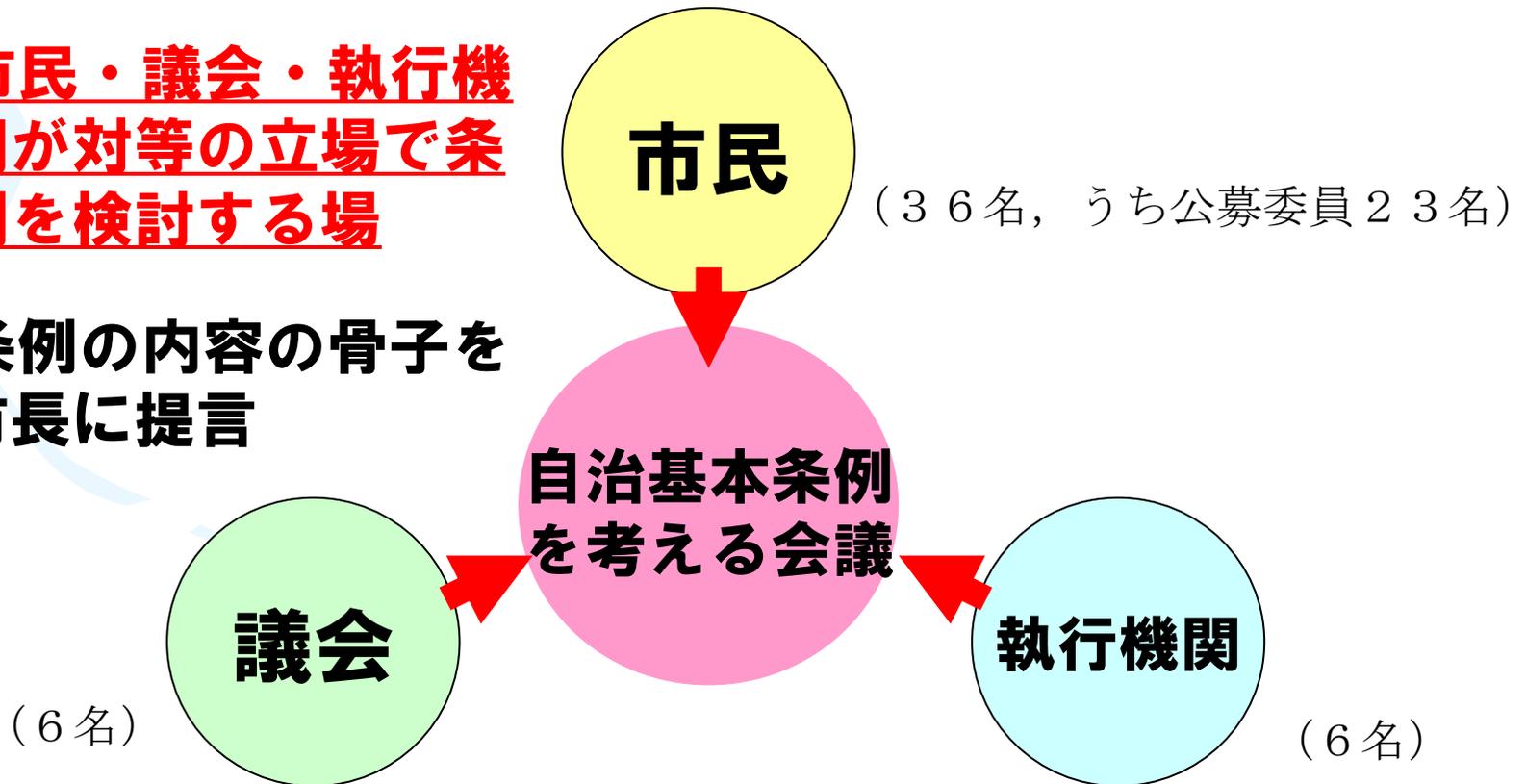
● 「宇都宮市自治基本条例を考える会議」とは？

「自治基本条例」

…「市民」, 「議会」, 「執行機関(市役所)」の役割, 権利, 責務等を定める。

★市民・議会・執行機関が対等の立場で条例を検討する場

★条例の内容の骨子を市長に提言



● 平成18年度の経過

勉強会
(自治基本条例とは何か)

会議の進め方
(良い会議・悪い会議)

市民主体のまちづくりを
進めるためには

自治基本条例の必要性・
意義

条例の基本的な考え方・
条例に盛り込みたい事項

《条例に盛り込みたい事項》

- 前文
- 総則
- 自治の理念と基本原則
- 市民等の権利と責務
- 議会の役割と責務
- 執行機関の役割と責務
- 参画と協働
- 市政運営の基本事項

● 平成19年度の経過

(「条例に盛り込むべき事項」
をテーマ別に深く検討)

■ 第1分科会

前文，総則，自治の理
念・基本原則

■ 第2分科会

市民，議会，執行機関
の役割，権利，責務

■ 第3分科会

参画と協働，市政運営
の基本事項

■ 提言書検討委員会

分科会の検討結果を整理，
体系化

● 現時点での「条例に盛り込むべき内容」のポイント

この条例は、

- **市民が、さらに幸せに暮らせるようにしていくことを目的として、**
- **市民主体のまちづくりを確立するために必要な、自治の基本的な事項・仕組みを定める。**

● 今後の検討の進め方

(考える会議における検討)

提言書素案の検討

市民の皆さんとの意見
交換会 (市内数か所)

考える会議から市長へ
提言書の提出

(執行機関・議会における検討)

条例素案の策定・
パブリックコメントの実施

条例案の議会提出・
議決 (条例制定)



第1分科会の検討結果

前文，総則，自治の理念・基本原則

■前文

- 目指すべき自治のかたちやまちのあるべき姿

- **より住みやすいまち**
- **思いやりのある社会**

をつくっていききたい。

■ 総則

● 条例の目的

- **自治の基本的な仕組み**を定める
ことで、



- **市民主体のまちづくりを確立し、**
- 市民が**さらに幸せに暮らせるよ
うに**していく。

■ 総則

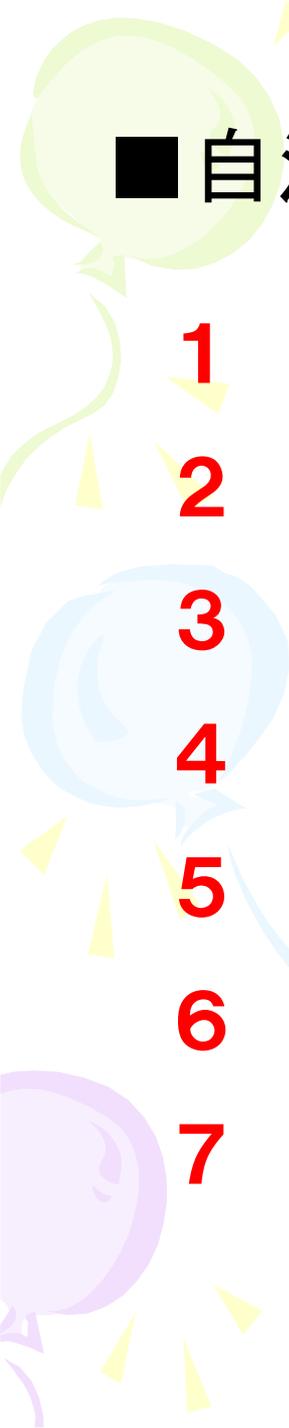
● 「協働」の定義

- **各主体**（市民，地域活動団体，非営利活動団体，事業者，議会，執行機関等）が，
- **役割と責任を担い合い，**
- **連携・協力して，**
- **自治に取り組む。**

■ 総則

● 条例の位置付け

- 市は、条例の制定、政策の実施の際、**自治基本条例を最大限、尊重**しなければならない。



■自治の基本原則

- 1 自己決定, 自己責任
- 2 個人の尊重
- 3 協働
- 4 公共的活動の範囲等
- 5 情報の共有
- 6 人づくり
- 7 社会資源の利活用

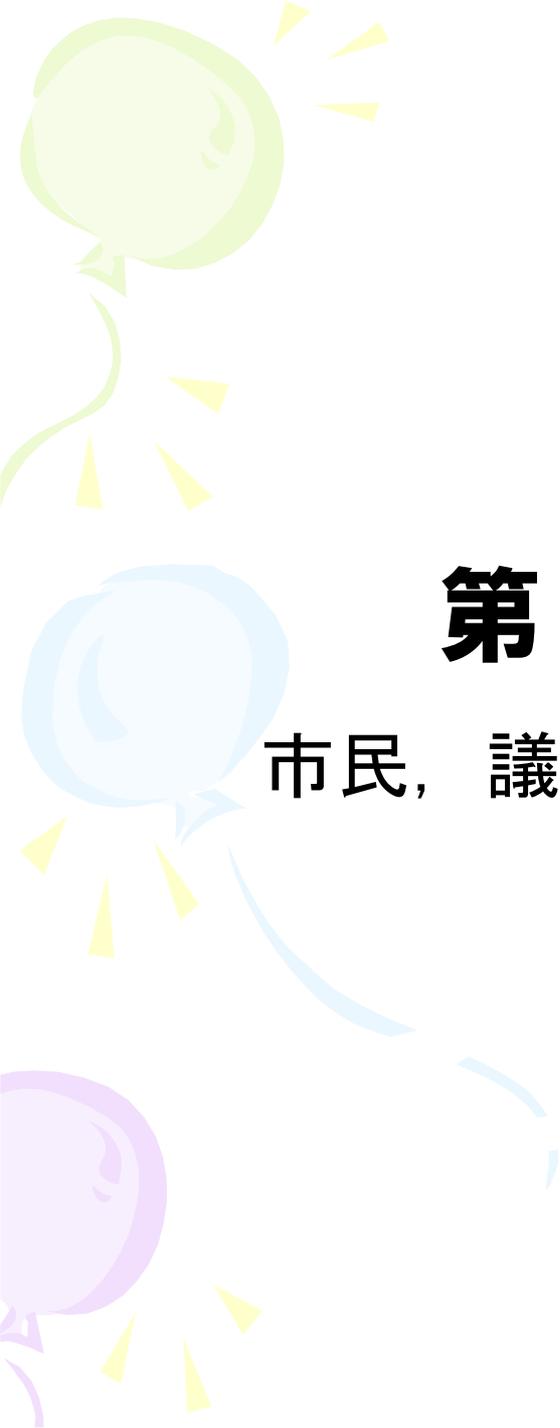
■自治の基本原則

●人づくり

- **各主体は協力して、人材を育成する。**

●社会資源の利活用

- **各主体は、社会資源を利活用・創出し、提供し合う。**



第2分科会の検討結果

市民，議会，執行機関の役割，権利，責務

■市民等の権利と責務

●市民の権利

- 市民としての**幸せを求めていく**ことができる。
- **公共的活動に参加**することができる。
- 公共的活動に関する**情報を求める**ことができる。
- 自らに応じた**行政サービスを受ける**ことができる。

■市民等の権利と責務

●市民の責務

- 自主的・自律的に**公共的活動に参加**
- **発言・行動に責任**を持つ。
- **税金・使用料・役務**などを**負担**
- 公共的活動に参加し，実行するため，**自己研鑽**に努める。

■市民等の権利と責務

●地域活動団体（自治会等）の責務

- 地域内の**市民の対話を促し**，地域内の**市民の意見の集約**を図り，**地域の課題の解決**に努める。
- 地域内の活動団体，その他の各主体と協力して，**ネットワークの強化**と**情報共有**に努める。

■市民等の権利と責務

●非営利活動団体（NPO・ボランティア）の責務

- 各主体を**先導**または**補完**して、市民の要望に応え、**社会的使命を果たし**、市民がさらに幸せに暮らすことができるよう努める。
- 地域内の活動団体、その他の各主体と協力して、**ネットワークの強化**と**情報共有**に努める。

■市民等の権利と責務

●事業者の責務

- 自主的・自律的に**公共的活動（社会貢献活動）**を行う。
- 発言・行動に責任を持つ。
（企業の社会的責任：CSR）
- 従業員の**ワーク・ライフ・バランス**
（業務・私的活動・公共的活動の調和）
に配慮

■議会・執行機関の役割と責務

- 議員の責務
- 市長の責務
- 職員の責務

- ・ **公正・誠実な職務遂行**
- ・ 市民全体が幸せに暮らしていくことができるように、**広く自己研鑽**に努める。



第3分科会の検討結果

参画と協働，市政運営の基本事項

■参画と協働

●自助， 共助， 公助

- 市民は， **自分や家族でできることはその中** である。
- 市民は， **地域コミュニティや地域活動団体** の中でできることはその中である。
- その上で， 市や県・国と協力しなければできないことをしていく。
- 市民は， **地域コミュニティ・地域活動団体** を**強く， 確かなもの**にしていく。

■参画と協働

●地域主体のまちづくり

- 各主体は協力し、**小学校区等を基本**とする等、**住民の生活圏**に配慮した、**適正な地域区分**をしながら、まちづくりに取り組む。

■参画と協働

●協働の推進

執行機関は、

- ・ **審議会・懇談会の公開，公募委員の導入**
- ・ **パブリックコメント**

等，市民参画の機会を整備

■ 市政運営の基本事項

● 市政運営の評価

- 執行機関は、施策、事業等の評価を実施し、結果を公表（**施策・事務事業評価**）
- 執行機関は、**協働のまちづくりの趣旨**にのっとった事業等の評価を実施し、結果を公表（**協働事業評価**）